

社援発 1225 第 20 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」及び別添 2「社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、令和 2 年 12 月 25 日より適用することとしたので通知する。